

令和6年度

岡山市地域の支え合いによる移動支援活動アドバイザー派遣補助金

申請の手引き

岡山市では、地域住民等が主体の支え合いによる移動支援活動を実施している団体や計画している市民活動団体に対し、経費の一部を補助します。

この補助金の交付を希望する団体は、「岡山市地域の支え合いによる移動支援活動アドバイザー派遣補助金交付要綱」に基づき、以下の申請手続き等をご確認の上、必要な書類を提出してください。

1 申請期間

令和6年8月1日（木）～令和7年1月31日（金）

申請に必要な書類を作成し、地域包括ケア推進課まで持参してください。あるいは、令和7年1月31日までに郵送（必着）にて提出してください。予算の範囲内で先着順となります。

なお、申請に当たっては、事前に地域包括ケア推進課までご相談ください。

2 補助の対象となる事業

本補助金の交付の対象となる事業は、地域住民の支え合いによる移動支援活動に係るアドバイスを専門家から受ける活動とし、次の要件を全て満たすものとします。

- (1)外出に課題を抱える高齢者等の日常生活上必要な外出の支援や、社会参加の促進を図り、健康寿命の延伸を目的とする事業であること。
- (2)「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン（令和6年3月1日付国自旅第359号国土交通省物流・自動車局旅客課長通知。以下「ガイドライン」という。）」に基づき実施される事業であること。
- (3)他の補助制度の対象となっていない事業であること。
- (4)政治活動又は宗教活動を目的とする事業でないこと。
- (5)公序良俗に反するおそれがあると認められる事業でないこと。
- (6)その他、市長が適当でないとする事業でないこと。

3 補助の対象となる団体

本補助金の交付を受けることができる団体は、次の要件を全て満たす団体とします。

- (1)岡山市内で活動している構成員が5人以上の団体であること。
※団体とは、支え合い活動をしている団体、町内会、ボランティア団体、NPO、その他これらに類する団体を指します。
- (2)高齢者等の移動を支援する事業であって、ガイドラインに基づく活動を実施する団体であること。
- (3)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業並びにこれに類する業を営む団体でないこと。
- (4)岡山市暴力団排除基本条例（平成24年岡山市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団である団体又は同条第2号に規定する暴力団員が構成員等（代表者、理事、監事、構成員又はこれらに準じる者をいう。）となっている団体でないこと。

4 補助の対象経費および補助金額

- (1)交付の対象となる経費は、補助事業において実際に要したアドバイス受講料、講師交通費及び会場賃借料その他の経費で、補助限度額は一年度あたり2万円です。
- (2)補助金額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとします。

5 補助対象期間

補助金交付申請書を岡山市長に提出した日から事業完了の日(アドバイザー派遣日)までですが、令和7年3月31日までにアドバイザーからの講義を受けてください。

6 補助の回数

同一の団体に対し、年度につき1回とします。年度が変われば、再度アドバイザー派遣の補助を受けることができます。

7 補助金の交付手続き

- (1) 補助金の交付申請をする団体は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、地域包括ケア推進課に提出してください。
- ①団体概要書(様式第2号)
 - ②団体の定款、規約、会則またはパンフレット等の団体の活動状況がわかるもの
いずれか
 - ③その他市長が必要と認める書類
- (2)交付申請書の内容の審査後、適当であると認めるときは、補助金等交付決定通知書(様式第3号)により、交付の決定を通知します。決定通知書を送付する際、債権者登録申請書を同封しますので、必要事項を記入のうえ、振込口座の通帳の写しを同封し、地域包括ケア推進課まで返送してください。

(3)補助事業完了後、20日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。

①領収書等、経費の支出を証する書類の写し

②その他市長が必要と認める書類

(4)実績報告書の内容を審査し、適当であると認めるときは補助金額を確定し、補助金等確定通知書（様式第5号）により通知します。なお、実績により交付決定時から補助金額が変更することがあります。

(5)補助金等交付確定通知を受けた団体は、補助金等交付請求書（様式第6号）を提出してください。補助金は口座振替で入金します。

8 事業の変更（中止・廃止）

事業開始後において、事業計画等に変更（中止・廃止）がある場合は、補助事業等計画変更（中止・廃止）申請書（様式第7号）の提出が必要です。また、変更の場合は、変更が確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

9 その他

補助金の交付申請にあたり収集した個人情報は、申請内容の審査の目的の範囲内で利用し、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

【申請書提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局 高齢福祉部

地域包括ケア推進課（保健福祉会館9階）

住所：〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話：086-803-1286

F a x：086-803-1780

受付時間：平日8:30～17:15（土・日・祝除く）